



鳥取県公報

平成17年 4月28日(木)
号外第85号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則 (69) (長寿社会課)	1
	鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (70) (子ども家庭課)	3

———公布された規則のあらまし———

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正
 - (1) 岩井長者寮の使用料に係る経済的事情による区分(以下「区分」という。)のうち、D階層及び22階層を削ることとした。(附則別表、別表関係)
 - (2) 区分のうち、19階層の使用料の額を500円、20階層の使用料の額を8,500円、21階層の使用料の額を16,500円それぞれ引き上げることとした。(別表関係)
 - (3) 区分のうち、21階層に該当する要件となる対象収入額を3,400,001円以上(現行 3,400,001円以上4,074,720円以下)に改めることとした。(別表関係)
 - (4) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 鳥取県立福原荘管理規則の一部改正

福原荘について、1と同様の措置を講ずることとした。(附則別表、別表関係)
- 3 施行期日等

この規則は、平成17年5月1日から施行することとした。

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

- 1 新設された職業指導里親制度に関する申請の申請等を整備することとした。(第1条、第2条関係)
- 2 保護受託者制度の廃止に伴い、所要の改正を行うこととした。(第1条関係)
- 3 保育士試験の申請に関する様式を廃止することとした。(第1条関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 4月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第69号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和39年鳥取県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
附則別表				附則別表			
区 分		金額(1人月額)		区 分		金額(1人月額)	
		大居室	小居室			大居室	小居室
略				略			
C 10階層	59,801円以上の所得税を納付することを要する者	159,910円	158,910円	C 10階層	59,801円以上の所得税を納付することを要する者	159,910円	158,910円
D 階層	対象収入額が4,074,721円以上である者	160,270円	159,270円	D 階層	対象収入額が4,074,721円以上である者	160,270円	159,270円
備考				備考			
1 略				1 略			
2 略				2 1の入所者がD階層の区分とD階層以外の区分に該当することとなる場合は、D階層の区分を適用するものとする。			
3 略				3 略			
4 略				4 略			
別表(第6条の2関係)				別表(第6条の2関係)			
区 分		金額(1人月額)		区 分		金額(1人月額)	
		大居室	小居室			大居室	小居室
略				略			
19階層	対象収入額が3,200,001円以上3,300,000円以下であるとき	160,210円	159,210円	19階層	対象収入額が3,200,001円以上3,300,000円以下であるとき	159,710円	158,710円
20階層	対象収入額が3,300,001円以上3,400,000円以下であるとき	168,210円	167,210円	20階層	対象収入額が3,300,001円以上3,400,000円以下であるとき	159,710円	158,710円
21階層	対象収入額が3,400,001円以上であるとき	176,210円	175,210円	21階層	対象収入額が3,400,001円以上4,074,720円以下であるとき	159,710円	158,710円
22階層	対象収入額が4,074,721円以上であるとき	160,270円	159,270円	22階層	対象収入額が4,074,721円以上であるとき	160,270円	159,270円
備考 略				備考 略			

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立福原荘管理規則（昭和57年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
附則別表				附則別表			
区 分		金額（1人月額）		区 分		金額（1人月額）	
		大居室	小居室			大居室	小居室
略				略			
C10階層	59,801円以上の所得税を納付することを要する者	159,910円	158,910円	C10階層	59,801円以上の所得税を納付することを要する者	159,910円	158,910円
D階層	対象収入額が4,074,721円以上である者	160,040円	159,040円	D階層	対象収入額が4,074,721円以上である者	160,040円	159,040円
備考				備考			
1 略				1 略			
2 略				2 1の入所者がD階層の区分とD階層以外の区分に該当することとなる場合は、D階層の区分を適用するものとする。			
3 略				3 略			
4 略				4 略			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
区 分		金額（1人月額）		区 分		金額（1人月額）	
		大居室	小居室			大居室	小居室
略				略			
19階層	対象収入額が3,200,001円以上3,300,000円以下であるとき	160,210円	159,210円	19階層	対象収入額が3,200,001円以上3,300,000円以下であるとき	159,710円	158,710円
20階層	対象収入額が3,300,001円以上3,400,000円以下であるとき	168,210円	167,210円	20階層	対象収入額が3,300,001円以上3,400,000円以下であるとき	159,710円	158,710円
21階層	対象収入額が3,400,001円以上であるとき	176,210円	175,210円	21階層	対象収入額が3,400,001円以上4,074,720円以下であるとき	159,710円	158,710円
22階層	対象収入額が4,074,721円以上であるとき	160,270円	159,270円	22階層	対象収入額が4,074,721円以上であるとき	160,270円	159,270円
備考 略				備考 略			

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第70号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県児童福祉法施行細則（平成3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下この条において「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下この条において「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示、削除条項並びに様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示、追加条項並びに様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び里親の認定等に関する省令（平成14年厚生労働省令第115号。以下「里親省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(助産施設等への入所の申込み等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の申込書の提出があった場合において、<u>入所の不承諾を決定したときは</u>、当該申込みを行った者に対し、理由を付して通知するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(措置決定の通知等)</p> <p>第10条 知事は、法第27条第1項第3号若しくは第2項、第27条の2第1項又は第63条の3第1項の規定による措置を採ったときは、措置決定通知書（様式第11号）によりその保護者及び当該施設の長又は里</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「<u>政令</u>」という。）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）及び里親の認定等に関する省令（平成14年厚生労働省令第115号。以下「里親省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(助産施設等への入所の申込み等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の申込書の提出があった場合において、<u>助産施設への入所の不承諾を決定したときにあつては助産施設入所不承諾書（様式第9号の3）を、母子生活支援施設への入所の不承諾を決定したときにあつては母子生活支援施設入所不承諾書（様式第9号の4）を</u>、当該申込みを行った者に対し、理由を付して通知するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(措置決定の通知等)</p> <p>第10条 知事は、法第27条第1項第3号若しくは第2項、第27条の2第1項又は第63条の3第1項の規定による措置を採ったときは、措置決定通知書（様式第11号）によりその保護者及び当該施設の長又は里</p>

親に通知するものとする。

- 2 知事は、法第27条第5項の規定による措置の解除等を決定したときは、措置解除（停止・変更）決定通知書（様式第12号）によりその保護者及び当該施設の長又は里親に通知するものとする。

(里親の認定の申請等)

第13条 略

- 2 里親省令第6条第2項（里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の申請書は、職業指導里親認定申請書（様式第19号の2）によるものとする。

- 3 知事は、前2項の申込書の提出があった場合において、里親としての認定をしたとき、又はしないことを決定したときは、当該申請者に書面をもって通知するものとする。

(里親の認定の取消しの申請)

第13条の2 里親省令第8条第1項第5号又は第2項第6号（里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による申請は、里親認定取消申請書（様式第20号）を提出してしなければならない。

(里親の登録の取消しの申請)

第13条の5 里親省令第11条第1項第3号又は第2項第2号（里親省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による申請は、里親登録取消申請書（様式第20号の4）を提出してしなければならない。

(養育の継続が困難な旨の届出)

第14条 里親省令第13条第2項又は第3項（里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、児童養育継続困難届出書（様式第20号の7）を提出してしなければならない。

親若しくは保護受託者に通知するものとする。

- 2 知事は、法第27条第7項の規定による措置の解除等を決定したときは、措置解除（停止・変更）決定通知書（様式第12号）によりその保護者及び当該施設の長又は里親若しくは保護受託者に通知するものとする。

(里親の認定の申請等)

第13条 略

- 2 里親省令第6条第2項（里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の申請書は、職業指導里親認定申請書（様式第19号の2）によるものとする。

- 2 知事は、前項の申込書の提出があった場合において、里親としての認定をしたとき、又はしないことを決定したときは、当該申請者に書面をもって通知するものとする。

(里親の認定の取消しの申請)

第13条の2 里親省令第8条第5号（里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による申請は、里親認定取消申請書（様式第20号）を提出してしなければならない。

(里親の登録の取消しの申請)

第13条の5 里親省令第11条第3号（里親省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による申請は、里親登録取消申請書（様式第20号の4）を提出してなければならない。

(養育の継続が困難な旨の届出)

第13条の8 里親省令第13条第2項（里親省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、児童養育継続困難届出書（様式第20号の7）を提出してなければならない。

(保護受託者の申出等)

第14条 省令第30条の規定による保護受託者を希望する者の申出は、保護受託者申込書（様式第21号）を提出してしなければならない。

- 2 知事は、前項の申込書の提出があった場合において、

第26条 法第18条の8第2項の規定による保育士試験は、毎年8月に行う。

て、保護受託者として認定したときは、当該申出者に書面をもって通知するとともに、保護受託者登録簿（様式第22号）に登録するものとする。

第26条 政令第13条第10項の規定による保育士試験は、毎年8月に行う。

2 省令第42条の規定による願い出及び省令第43条の規定による申請は、保育士試験受験申請書（様式第38号）を提出してしなければならない。

様式第9号の3（第9条関係）

助産施設入所不承諾通知書

番 号
年 月 日

様

職 氏 名 印

申込みのありました助産施設への入所については、次の理由により入所できませんので通知します。

（理由）

なお、この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

様式第9号の4（第9条関係）

母子生活支援施設入所不承諾通知書

番 号
年 月 日

様

職 氏 名 印

申込みのありました母子生活支援施設への入所については、次の理由により入所できませんので通知します。

（理由）

なお、この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

様式第10号（第9条関係）

様式第10号（第9条関係）

助産実施解除通知書

番 号
年 月 日

様

職 氏 名 印

次の妊産婦についての助産の実施を解除すること
としましたので、通知します。

略

様式第10号の2 (第9条関係)

母子保護実施解除通知書

番 号
年 月 日

様

職 氏 名 印

次の保護者及びその監護する児童についての母子
保護の実施を解除することとしましたので、通知し
ます。

略

様式第11号 (第10条関係)

その1

(保護者用)

略

備考 略

その2

(施設・里親用)

助産実施解除通知書

番 号
年 月 日

様

職 氏 名 印

次の妊産婦についての助産の実施を解除すること
としましたので、通知します。

略

教示 この決定について不服がある場合は、行政不
服審査法（昭和37年法律第160号）の規定によ
り、この決定があったことを知った日の翌日か
ら起算して60日以内に、鳥取県知事に対して審
査請求をすることができます。

様式第10号の2 (第9条関係)

母子保護実施解除通知書

番 号
年 月 日

様

職 氏 名 印

次の保護者及びその監護する児童についての母子
保護の実施を解除することとしましたので、通知し
ます。

略

教示 この決定について不服がある場合は、行政不
服審査法（昭和37年法律第160号）の規定によ
り、この決定があったことを知った日の翌日か
ら起算して60日以内に、鳥取県知事に対して審
査請求をすることができます。

様式第11号 (第10条関係)

その1

(保護者用)

略

備考 略

教示 この決定について不服がある場合は、行政不
服審査法（昭和37年法律第160号）の規定によ
り、この決定があったことを知った日の翌日か
ら起算して60日以内に、鳥取県知事に対して審
査請求をすることができます。

その2

(施設・里親・保護受託者用)

略

様式第12号 (第10条関係)

その1

(保護者用)

略

その2

(施設・里親用)

略

その3

(保護者用)

略

その4

(施設・里親用)

略

その5

(保護者用)

略

その6

(施設・里親用)

略

様式第14号 (第12条関係)

略

様式第12号 (第10条関係)

その1

(保護者用)

略

教示 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

その2

(施設・里親・保護受託者用)

略

その3

(保護者用)

略

教示 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

その4

(施設・里親・保護受託者用)

略

その5

(保護者用)

略

教示 この決定について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して審査請求をすることができます。

その6

(施設・里親・保護受託者用)

略

様式第14号 (第12条関係)

児童死亡届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 施設長 印

(里親)

児童が死亡したので、児童福祉法施行規則第27条（第32条において準用する同規則第27条）の規定により、次のとおり届け出ます。

略

注 略

様式第15号（第12条関係）

児童措置解除届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 施設長 印

(里親)

下記の児童は、下記の理由から措置解除することが適当と認められますので、児童福祉法施行規則第27条（第32条において準用する同規則第27条）の規定により届け出ます。

記

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第16号（第12条関係）

児童措置停止届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 施設長 印

(里親)

下記の児童は、下記の理由から措置停止することが適当と認められますので、児童福祉法施行規則第27条（第32条において準用する同規則第27条）の規定により届け出ます。

記

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第17号（第12条関係）

児童措置変更届出書

児童死亡届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 施設長 印

(里親・保護受託者)

児童が死亡したので、児童福祉法施行規則第27条（第32条において準用する同規則第27条）の規定により、次のとおり届け出ます。

略

注 略

様式第15号（第12条関係）

児童措置解除届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 施設長 印

(里親・保護受託者)

下記の児童は、下記の理由から措置解除することが適当と認められますので、児童福祉法施行規則第27条（第32条において準用する同規則第27条）の規定により届け出ます。

記

略

様式第16号（第12条関係）

児童措置停止届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 施設長 印

(里親・保護受託者)

下記の児童は、下記の理由から措置停止することが適当と認められますので、児童福祉法施行規則第27条（第32条において準用する同規則第27条）の規定により届け出ます。

記

略

様式第17号（第12条関係）

児童措置変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 施設長 印

(里親)

下記の児童は、下記理由から措置変更することが適当と認められますので、児童福祉法施行規則第27条（第32条において準用する同規則第27条）の規定により届け出ます。

記

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第18号（第12条関係）

児童在所期間延長届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 施設長 印

(里親)

下記の児童は、年 月 日に^{満18歳}_{満20歳}に到達しますが、下記の理由から、引き続き保護し、指導することが必要と認められますので、児童福祉法施行規則第27条（第32条において準用する同規則第27条）の規定により届け出ます。

記

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第20号（第13条の2関係）

里親認定取消申請書

職 氏 名 様

養育
 親族
 短期
 専門
 職業指導

}

里親の認定の取消しを受けたいので、

里親の認定等に関する省令（第 条において準用する）第8条第1項第5号（第2項第6号）の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 施設長 印

(里親・保護受託者)

下記の児童は、下記理由から措置変更することが適当と認められますので、児童福祉法施行規則第27条（第32条において準用する同規則第27条）の規定により届け出ます。

記

略

様式第18号（第12条関係）

児童在所期間延長届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 施設長 印

(里親・保護受託者)

下記の児童は、年 月 日に^{満18歳}_{満20歳}に到達しますが、下記の理由から、引き続き保護し、指導することが必要と認められますので、児童福祉法施行規則第27条（第32条において準用する同規則第27条）の規定により届け出ます。

記

略

様式第20号（第13条の2関係）

里親認定取消申請書

職 氏 名 様

養育
 親族
 短期
 専門

}

里親の認定の取消しを受けたいので、

里親の認定等に関する省令第8条第5号（第15条において準用する同令第8条第5号、第17条において準用する同令第8条第5号、第20条において準用する同令第8条第5号）の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者 氏 名 印
氏 名 印

略

注 略

様式第20号の2 (第13条の3 関係)

里親登録申請書

職 氏 名 様
 養育 }
 短期 } 里親に係る登録を受けたいので、里親
 専門 }
 職業指導 }

の認定等に関する省令第9条 (第17条において準用する同令第9条、第20条において準用する同令第9条)の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者 氏 名 印
氏 名 印

略

略

備考及び注 略

様式第20号の3 (第13条の4 関係)

里親登録更新申請書

職 氏 名 様
 養育 }
 短期 } 里親に係る登録を更新したいので、里
 専門 }
 職業指導 }

親の認定等に関する省令第10条第2項 (第17条において準用する同令第10条第2項、第20条において準用する同令第10条第2項)において準用する里親省令第9条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者 氏 名 印
氏 名 印

略

郵便番号

住 所
申請者 氏 名 印
氏 名 印

電話番号

略

注 略

様式第20号の2 (第13条の3 関係)

里親登録申請書

職 氏 名 様
 養育 }
 短期 } 里親に係る登録を受けたいので、里親
 専門 }

の認定等に関する省令第9条 (第17条において準用する同令第9条、第20条において準用する同令第9条)の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者 氏 名 印
氏 名 印

略

略

備考及び注 略

様式第20号の3 (第13条の4 関係)

里親登録更新申請書

職 氏 名 様
 養育 }
 短期 } 里親に係る登録を更新したいので、里
 専門 }

親の認定等に関する省令第10条第2項 (第17条において準用する同令第10条第2項、第20条において準用する同令第10条第2項)において準用する里親省令第9条の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者 氏 名 印
氏 名 印

略

略

備考及び注 略

様式第20号の4 (第13条の5 関係)

里親登録取消申請書

職 氏 名 様

養育 }
短期 } 里親に係る登録の取消しを受けたいの
専門 }
職業指導 }

で、里親の認定等に関する省令(第 条において準用する)第11条第1項第3号(第2項第2号)の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名 印

氏 名 印

略

注 略

様式第20号の5 (第13条の6 関係)

里親登録事項変更届出書

職 氏 名 様

養育 }
短期 } 里親に係る登録を受けている事項につ
専門 }
職業指導 }

いて下記のとおり変更があったので、里親の認定等に関する省令第13条第1項(第17条において準用する同令第13条第1項、第20条において準用する同令第13条第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者 フリガナ

氏 名 印

略

注 略

略

備考及び注 略

様式第20号の4 (第13条の5 関係)

里親登録取消申請書

職 氏 名 様

養育 }
短期 } 里親に係る登録の取消しを受けたいの
専門 }

で、里親の認定等に関する省令第11条第3号(第17条において準用する同令第11条第3号、第20条において準用する同令第11条第3号)の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 氏 名 印

氏 名 印

電話番号

略

注 略

様式第20号の5 (第13条の6 関係)

里親登録事項変更届出書

職 氏 名 様

養育 }
短期 } 里親に係る登録を受けている事項につ
専門 }

いて下記のとおり変更があったので、里親の認定等に関する省令第13条第1項(第17条において準用する同令第13条第1項、第20条において準用する同令第13条第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

住 所

届出者 フリガナ

氏 名 印

電話番号

記

略

注 略

様式第20号の6 (第13条の7 関係)

事故発生届出書

職 氏 名 様	
養育	} 里親として養育している児童について
親族	
短期	
専門	
職業指導	

て下記のとおり事故があったので、里親の認定等に関する省令第13条第1項(第15条において準用する同令第13条第1項、第17条において準用する同令第13条第1項、第20条において準用する同令第13条第1項)の規定により届け出ます。

年 月 日

	住 所
届出者	フリガナ
	氏 名 印

記

略

注 略

様式第20号の7 (第14条関係)

児童養育継続困難届出書

職 氏 名 様	
養育	} 里親として児童の養育を継続すること
親族	
短期	
専門	
職業指導	

とが困難となったので、里親の認定等に関する省令(第 条において準用する)第13条第2項(第3項)の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
フリガナ

略

注 略

様式第20号の6 (第13条の7 関係)

事故発生届出書

職 氏 名 様	
養育	} 里親として養育している児童について
親族	
短期	
専門	

下記のとおり事故があったので、里親の認定等に関する省令第13条第1項(第15条において準用する同令第13条第1項、第17条において準用する同令第13条第1項、第20条において準用する同令第13条第1項)の規定により届け出ます。

年 月 日

	郵便番号
	住 所
届出者	フリガナ
	氏 名 印
	電話番号

記

略

注 略

様式第20号の7 (第13条の8 関係)

児童養育継続困難届出書

職 氏 名 様	
養育	} 里親として児童の養育を継続すること
親族	
短期	
専門	

が困難となったので、里親の認定等に関する省令第13条第2項(第15条において準用する同令第13条第2項、第17条において準用する同令第13条第2項、第20条において準用する同令第13条第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
フリガナ

届出者 氏 名 印
フリガナ
氏 名 印

記

略

注 略

届出者 氏 名 印
フリガナ
氏 名 印
電話番号

記

略

注 略

様式第21号 (第14条関係)

保護受託者 申込書	經由福祉事務所		經由児童相談所		
	福祉事務所名		児童相談所名		
	交付月日		交付月日		
	整理番号		整理番号		
希 望 児 童	性別	男	女	児童の性格、 体格、職業 適正につい ての希望	
	年齢	満 歳	満 歳		
	人数	人	人		
	通勤又は住込 の希望				
児童受託 の 動 機				そ の 他 希 望 事 項	
フリガナ 氏 名				現在の職業	
生年月日	年 月 日 (満 歳)		その 経 験 年 数		
現 住 所				従来 の職業	
				事業場所等 の 名 称	
交 通 目 標				所 在 地	
電 話 番 号				交 通 目 標	
				電 話 番 号	
児童を同居 させる場合、 住居の規模・ 構造・隣接 地帯等その 環境	敷地	㎡		その 規 模 構 造	
	建物	㎡			
	自家・借家 室数			事業場等の 隣接する地 帯等その環 境	
	畳数				
児童を同居 させる場合、 保護委託児 童と起居を ともにする 者の状況	氏名	年齢	性別	続柄	児童を働か せようとする 仕事の内容
				健康状態	
				その他	
				労 働 条 件	
				予 定 時 間	

児童の保護指導に関する方針及び計画の概要	事業場等における他の労働者の状況	労働者総数 人 年少労働者数 人 "男 人 "女 人
児童の将来に対する方針		
年 月 日		
職 氏 名 様		氏名

様式第22号 (第14条関係)

その1

保護受託者登録簿

登録番号	登録年月日			年 月 日	
家庭職業等調査票	經由 福 祉 事務所	經由 児 童 相談所	年 月 日調査		印
	調査者				
保護受託者についての事項					
フリガナ 氏 名	現在の職業 (事業の種類)				
生年月日	年 月 日 (満 歳)		その経験年数		
現 住 所	従 来 の 職 業				
	事 業 所 等 の 名 称				
交通目標 及び電話	所 在 地				
健康状態	交通目標及び 電 話				
性 格					
児童受託 の動機	保護受託児童 に対する理解 程度、熱意等				
事業所等における他の労働者の状況					
	16歳 未 満	16~ 18歳	18歳 以 上	計	事業所等 の規模構 造
通 勤	男				
	女				
寄 宿 舎	男				隣接地帯 等の環境
	女				
同 居	男				
	女				
計	男				
	女				
今後受託しようとする児童の年齢・人数及び通勤又は住込等について					

児童を働かせようとする仕事又は就かせようとする業務の種類・内容・場所等について			
受託予定 期 間		児童の将来の自活 に対する方針見込	
働 か せ る 条 件			
労働時間 始業終業 時 間		支給しようとする 賃 金 の 基 準	
休憩時間 の与え方		休 暇 の 与 え 方	
休 日 の 与 え 方		金 銭 給 与 の 支 払 方 法	
現物給付 の 内 容		同 左 の 評 価 額	

その2

児童を同居させる場合について										
保護受 託責任 者と起 居をと もにす る者	氏名	年 齢	性 別	続 柄	健康 状態	性 格	職 業	簡単な 履歴	保護指導 に対する 理解の程 度	
家庭の経済 状況	昨年 の収 入	昨年 の支 出	資 産							
	円	円	区 分	田 畑	山 林	宅 地	家 屋	その他の 不動産		
			面積 (㎡)							
		時 価								
住居の状況	敷地 自家・借家		㎡ 建物 室数		㎡ 量数					
社 会 的 信 用				家庭内の 雰 囲 気						
近 隣 の 評 判				衛 生 的 環 境		通風 採光 上水 下水 乾 湿				
地 域 的 社 会 的 状 況										
福祉事務所長の意見										
年 月 日 氏名										印
児童相談所長の意見										
年 月 日 氏名										印
知 事 の 認 定										
年 月 日 氏名										印

決 定 事 項

児童氏名	年齢歳ヶ月	性別	委託 期日	委託 期間	委託 条件	その他
関係取扱者						
事後経過摘要						
年 月 日						

備考 福祉事務所長が記入すること
 児童相談所長が記入すること
 県が記入すること

様式第21号及び様式第22号 削除

様式第38号 (第26条関係)

(表面)

年度鳥取県保育士試験受験申請書
 職 氏 名 様
 鳥取県保育士試験を受けたいので、
 必要書類を添えて申請します。

受験番号		
実地試験	月 日	
	午前	午後

年 月 日

(ふりがな)				鳥取県収入 証紙ちょう 付欄 (他県の 収入証 紙及び 収入印 紙は無 効とす る。消 印しな いと。)
氏 名				
生 年 月 日	年 月 日生 (歳)			
現 住 所	(〒) (電話)	本籍地 の都道 府県名		
試験の連絡先 〔現住所と 異なる場 合だけ記 入〕	(〒) (電話)			
最 終 学 校	・ 年 月卒業 ・ 学年在学中			
試 験 科 目 免 除 願 〔 年以降の試験に合格した科目又は厚生労働大 臣の指定した学校若しくは施設で専修した科目〕				
科 目 名	合格した 都道府県 又は学校 名等	証明書 番号	証明書 交付年 月	確認欄
社 会 福 祉		第 号	年 月	
児 童 福 祉		第 号	年 月	
発達心理学及 び精神保健		第 号	年 月	

小児保健		第号	年月	
小児栄養		第号	年月	
保育原理		第号	年月	
教育原理及び 養護原理		第号	年月	
保育実習		第号	年月	

点 検 欄	資格	手数料	住民票	戸籍抄本	写真	受験票	一部科目免除 確認	円切手封筒	確認印	資格見込

(記入上の注意)

- 1 太い線で囲んだ部分の欄は記入しないこと。
- 2 記入はすべて青か黒インキを用い、かい書でいねいを書くこと。
- 3 数字は算用数字を用いること。
- 4 該当事項は で囲むこと。

(裏面)

児童福祉施設勤務証明書

(氏名) _____

上記の者は 年 月 日から 年 月 日に至る間当該施設において児童の保護に従事した者であることを証明します。

年 月 日

(施設所在地) _____

(施設種別) _____

(施設名) _____

(施設長氏名) _____ 印

上記施設は児童福祉法による認可施設であることを証明します。

年 月 日

(都道府県主管課長) _____ 印

- (注意)
- 1 受験資格(2)及び(3)(保育士試験実施要領の受験資格の項)を受験資格とする者は、この証明書を受けること。
 - 2 鳥取県以外に所在する施設の場合には、認可施設であることの証明を受けること。

様式第38号 削除

第2条 鳥取県児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第19号の次に次の1様式を加える。

様式第19号の2 (第13条関係)

職業指導里親認定申請書

職 氏 名 様

職業指導里親の認定を受けたいので、里親の認定等に関する省令第6条第2項（第15条において準用する同令第6条第2項、第17条において準用する同令第6条第2項、第20条において準用する同令第6条第2項）の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所
申請者 氏 名 印
氏 名 印

申請者	フリガナ氏名		年齢	性別	フリガナ氏名		年齢	性別
	職業				職業			
	住所							
	電話番号							
同居の家族	氏名		年齢	性別	続柄		職業	

里親になることを希望する理由		
指導しようとする職業	職種（職名）	（経験年数 年）
	内 容	
職業指導について	事業所等の所在地	所在地： 連絡先：
	職場の概要	敷地： m ² 建物： m ²
	事業所等の隣接する地帯等その環境	
	事業所等における他の労働者の状況	労働者総数： 人 その他特記事項等

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

